

# 平成 28 年度羽幌町予算編成方針

## 1 日本経済の状況と国の動向

月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、このところ改善 テンポにばらつきもみられるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」とされる一方、「中国経済をはじめとした海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクや金融資本市場 の変動に留意する必要がある」とされている。これを受けた国政の基本的態度としては、「大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現していく」としており、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる「骨太の方針 2015」）等に基づき、地域や中小企業・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するとしている。平成 28 年度においては、これらの国の経済財政運営の考え方や、「社会保障・税一体改革」など、本町の行財政運営にも大きな影響を与える取組をしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

## 2 羽幌町の財政状況と今後の財政見通し

本町の近年の財政状況は、これまでの各種行革による歳出削減や起債の抑制等により、比較的安定した財政運営を維持してきている。しかしながら、ここ数年の予算編成においては、一般財源の確保を基金の取崩しに依存しているなど、財源の確保が厳しい状況となっていることに留意しなければならない。また、歳入予算の根幹をなす地方交付税の先行きは不透明な状況であり、平成 28 年度概算要求時点での地方交付税総額は、出口ベースで昨年比 2.0%の減となっている。

中期的な財政収支見通しにおいても、自主財源の税収が減少傾向にあり、一般財源の確保はさらに厳しい状況となることが予測される。

町の貯金にあたる財政調整基金は、財政調整機能を果たすために一定額を維持しておく必要があるが、現在実施している羽幌小学校改築事業や広域ミックス事業などの大型事業のほか、今後進めていく予定である公共施設マネジメント計画に基づく各種公共施設の建替え・改修等、一般財源の確保が厳しい状況となり、財政調整の機能を果たすための残高を維持できなくなる懸念もあり、大きな災害を含む緊急的な事案が生じた場合の対応に備え、過度な基金依存は避ける必要がある。

平成 28 年度の財源見込み

【 歳 入 】

(単位：千円)

区 分	平成27年度予算	平成28年度見込	増・減	摘 要	
歳入 (経常費)	地方税	684,145	676,791	▲ 7,354	町民税(個人)：対前年度 ▲3% " (法人)：" ▲2% ほかに
	地方譲与税等	157,648	156,828	▲ 820	自動車重量譲与税・自動車税取得税交付金 ▲2% その他はほぼ前年度並み
	地方交付税(普通)	2,842,997	2,837,148	▲ 5,849	H27年度決定額から▲3.0%で推計 $2,924,895 \times 0.97 = 2,837,148$
	" (特別)	170,579	269,816	99,237	<参考> H28年度(総務省概算要求) 出口ベースは2.0%減 H24年度～26年度平均額から▲3.0%で推計
	分担金負担金	1,473	1,473	0	前年並
	使用料手数料	126,970	126,970	0	"
	国庫支出金	217,027	217,027	0	"
	道支出金	239,220	239,220	0	"
	財産収入	39,043	39,043	0	"
	諸収入	119,859	119,859	0	"
	繰入金	261,239	100,000	▲ 161,239	特定財源のみ前年並
	町債	166,900	196,785	29,885	平成27年度実績
	その他	3	3	0	前年並
★ 収入合計 A	5,027,103	4,980,963	▲ 46,140		

【 歳 出 】

(単位：千円)

区 分	平成27年度予算	平成28年度見込	増・減	摘 要	
歳出 (経常費)	人件費・議員等報酬	1,032,385	1,032,385	0	前年並
	物件費	579,683	579,683	0	"
	維持補修費	201,087	201,087	0	"
	扶助費	423,077	423,077	0	"
	補助費	693,078	693,078	0	"
	普通建設(単独)	2,702	2,702	0	"
	積立金	24,402	24,402	0	"
	公債費	701,755	738,169	36,414	過年度借入の償還予定額
	繰出金	776,184	776,184	0	前年並
★ 支出合計 B	4,434,353	4,470,767	36,414		

○ 臨時的経費充当可能額

収入合計 (A) - 支出合計 (B) = 510,196 千円

○ 臨時費の一般財源ベースでの要求額及び決定額

(要求額)		(決定額)	
平成 25 年度	986,326 千円	平成 25 年度	709,167 千円
平成 26 年度	1,091,208 千円	平成 26 年度	894,181 千円
平成 27 年度	844,905 千円	平成 27 年度	594,314 千円
平均額	974,146 千円	平均額	732,554 千円

○ 不足見込額

要求額ベース : 510,196 千円 - 974,146 千円 = ▲ 463,950 千円

決定額ベース : 510,196 千円 - 732,554 千円 = ▲ 222,358 千円

歳入合計から歳出合計を引いた 5 億 1,020 万円が臨時的経費に充当可能な財源となっており、平成 28 年度において、過去 3 年間（平成 25 年度～27 年度）の要求の平均額と同規模の要求があると仮定し、基金の繰入に頼ることなく予算編成を行った場合、歳出に対して生じる一般財源の不足額は、4 億 6,395 万円となる見通しである。

### 3 予算編成方針

#### (1) 基本的な考え方

政府は、本年6月「まち・ひと・しごと・創生基本方針2015」を閣議決定し、将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を図ることを目指して、国の総合戦略に盛り込まれた政策パッケージをより一層拡充・強化することにより、「地方創生の深化」に取り組むことを掲げている。

本町においては、平成27年度を地方創生元年として、地方創生に向けた事業を先行して実施するとともに、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを勘案し、人口の将来展望を示す「羽幌町人口ビジョン」と、地方創生に向けた目標や施策の基本的方向や具体的な施策を示す「羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しているところである。

このことから、平成28年度は、地方創生に向けた具体的施策を本格的に推進する年として、これまで取り組んできた人口減少対策を引き続き実施するとともに、それらの政策の成果と効果を十分に検証し、羽幌町ならではの地方創生の実現に向けた新たな施策を展開していかなければならない。

また、まちづくりを進めていく上での様々な課題や新たな行政需要への対応など、情勢の変化に的確かつ迅速に対応しながら、羽幌町総合振興計画を頂点とした各種計画を着実に推進するとともに、徹底した行財政改革により持続可能な財政運営を行っていかねばならない。

さらには、昭和40～50年代に建設された公共施設の多くが老朽化し大規模な改修や建替えの時期を迎えようとしており、人口減少等により今後の公共施設の利用需要が変化していく中で、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

以上のことを踏まえ、平成28年度予算編成については、次の方針に基づき進めることとする。

#### ① 徹底した行財政改革

ア 事業費や事務量の抑制を図るために、所期の目的を達成した事業、成果が上がっていない事業や社会的に必要性が低下した事業は、事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくために、廃止や縮小、凍結などを図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

事業のスクラップ・アンド・ビルドに当たっては、次の事項に留意すること。

- ・ 新規事業を行う場合は、事業に充てる経費は、原則、既存の事業の見直しによって捻出すること。
- ・ 既存の事業については、費用対効果などを十分検証し、真に必要な事業の取捨選択を厳しく行うこと。
- ・ 国・道予算編成方針等の変更により、国・道からの財政支援が見込めなくなった事業については、先例にとらわれることなく、補助が無い状態においても、町の単独事業として継続するかどうか等、事業自体の在り方から見直すこと。
- ・ 事業の実施方法などを見直し、町民やNPO法人などとの分担・協働が期待できる事業はないか、また、経費の節減が図れる部分はないか、精査すること。
- ・ 類似の事業や重複する事業は、各課等の所管の範囲を超え、各課長による連絡調整の場を設けて十分な調整のうえ、統合や廃止などを行うこと。

イ 職員は、予算を消化するという意識から脱却し、常にコストを意識し、予算見直しへの提案を積極的に行うこと。

ウ 各種施設等の維持管理をはじめ民間活力の導入と適正な受益者負担を検討する。特に、無償での貸与等については、有償化等を検討する。

エ 各種団体等に対する補助金については、補助の目的や町が期待する効果等を十分検証し、社会情勢の変化により、目的、必要性、効果が薄れたものについては、廃止や縮小を行い、「例年どおり」的な要求は厳に慎むこと。

オ 特別会計においては、原則、独立採算が基本であることを踏まえ、一般会計からの繰入れに安易に頼ることなく、まずは、特別会計内での事業の効率化や経費の節減などの自助努力を進めることをはじめ、歳入においても、計画的な対策を講じ、適切な財源確保に努めることとする。

## ② 公共施設マネジメントの推進

道路等のインフラ資産、建物や公園等の公共施設に係る維持管理費については、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性、必要性、優先度を見極め、適切に予算要求をすること。

施設や設備等の不具合が顕在化した後に、修繕等の単発的な対処を行うのではなく、長期的な視野に立った計画的かつ効率的な維持管理を検討し、要求については、実施すべき優先順位が明確となった各種計画等に基づいて行うこと。

※ 公共施設の除却財源については、過疎債（ソフト事業）を活用するものとし、単年度で概ね20,000千円程度の事業を予定。

### ③ 政策的事業の推進

ア スクラップ・アンド・ビルドの原則の下、既存事業を縮小又は廃止することにより捻出した財源の範囲内で、政策的な事業(創意工夫ある事業)を積極的に推進する。

イ ハード・ソフト事業とも地域の自主性と特色を生かした地域活性化事業については、積極的に予算反映すること。

### ④ 町民の声・現場の声の反映、住民ニーズへの対応

町政懇談会・議会等を通じた町民の声を反映し、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するための事業を推進する。

※ 住民要望は多様化しており、その要望による予算要求にあたっては、内容の的確な把握に努め、効果や必要性を十分精査検討すること。

### ⑤ 予算編成過程の積極的な公表

予算の透明性(説明責任)の確保を図るため、予算編成過程においては、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、さらには事業の選択と事業の優先順位付けをどのように行ったか等、意思決定の過程を公表するものとする。

また、予算公表資料の内容の充実を図り、わかり易い財政状況の広報に努めるものとする。

補助金については、補助目的や町が期待する効果等を説明するとともに、行政と住民が共に情報を共有することで、補助金の効果が一層高まることを目指して、補助金制度全体を把握できる情報を公表する。

### ⑥ その他

臨時的事業で、羽幌町総合振興計画を最上位とする各種計画に登載のない事業は特に緊急性のあるもの以外は原則認めない。また、計画登載事業であっても、事業の必要性や費用対効果など内容を十分精査検討し、必要性や費用対効果が見込まれない事業等は、事業の縮小・廃止等を行い予算の削減に努めること。

## (2) 予算編成方法

予算編成にあたっての基本的な考え方を踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に配分するため、以下の手法により予算編成を行うものとする。

### ① 経常経費（一般財源枠配分方式）

経常経費については、一般財源枠配分方式により編成する。枠配分方式とは、一定の予算枠をあらかじめ各課に配分し、その予算枠の範囲内で予算編成する手法をいう。

#### 【枠配分方式の考え方】

- ・対象会計は一般会計とする。
- ・平成 27 年度当初予算を上限とした配分とする。
- ・各課は配分枠の中で「款、項、目、節」の区分に関わらずに要求
- ・枠配分経費は、各課の要求内容（予算見積）を尊重しつつも、財務課において全経費査定対象とする。（特別会計も査定実施）

<b>◆ 枠配分対象の「節」区分</b>
賃金、報償費、旅費（普通旅費、費用弁償）、交際費、需用費、役務費、委託料 使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 負担金補助及び交付金（衛生施設組合負担金、消防組合負担金は除く）、公課費 償還金利子及び割引料（公債費を除く）、補償補填及び賠償金 ※ 債務負担行為による支出分は除く
<b>◆ 対象外「節」区分</b>
人件費（報酬、給料、職員手当、共済費）、工事請負費、公有財産購入費 負担金補助及び交付金（衛生施設組合負担金、消防組合負担金） 扶助費（制度改正による増額以外は 27 年度当初予算を上限）、公債費 貸付金、償還金利子及び割引料（公債費分）、投資及び出資金、積立金、寄附金、繰出金

### ② 臨時費（積み上げ方式）

臨時費については、積み上げ方式により編成する。積み上げ方式とは、各課が実施しようとする事業の予算を要求し、これらの一つひとつの予算要求について、財務課がその必要性、金額などを審査し、その後町長査定を経て予算案をまとめ上げる方式をいう。

## 【ヒアリング】

### ①経常費

経常費に係るヒアリングは、原則実施しないが、内容確認が必要なものは、ヒアリングの対象とする場合があるものとする。

### ②臨時費

臨時費に係るヒアリングは、原則町長、副町長、地域振興課長、財務課長で実施するものとするが、下記分類の「継続」に係る経費は、財務課長が随時ヒアリングを実施する。(ただし、金額や事業内容により必要があると判断した場合は、理事者等のヒアリングとする。)

また、下記分類の「移転」、「政策」、「要望」は、すべての事業について、理事者等のヒアリングとする。

分類区分	内 容
継続的経費 (継続)	臨時費として要求しているが、毎年又は隔年など、継続して実施している事業に係る経費で、規模や内容が変わるため、一定経費を毎年見込めないことなどから臨時費とされているようなもの ※ 施設等の維持管理費(修繕、改修等)は、すべてこの区分とする。
同一財源移転 経費 (移転)	経常費で与えられた枠配分経費から、削減努力により捻出した一般財源の範囲内で、別途新たに実施する事業に係る経費 また、前年度まで継続していた臨時事業で、既存事業を廃止することで捻出した一般財源の範囲内で、新たに実施する事業に係る経費 ※ 各課の努力や創意工夫以外の要因で減額した経費に係る一般財源は除く。
政策的経費 (政策)	各課が業務を遂行するうえで、新たに必要となった事業に係る経費で、当該年度(単年度)のみ発生又は、当該年度からスタートするもの
住民要望経費 (要望)	町政懇談会、議会等を通じた町民の声を反映し、新たな行政需要に対応する事業を実施するための経費

## 【査定】

経常費及び臨時費ともに、各課からのヒアリングを踏まえて査定するが、経常費については、特殊要因による増額要求のほかは原則枠配分内での配当とする。また、臨時費については、今後の大規模事業等に備えて基金の支消を最小限に止めなければならないことから、基金(財政調整基金及び減債基金の計)の支消を最大で2億として予算配当する。